

女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）のフローチャート

女性の活躍推進に関する状況が優良である等の企業を厚生労働大臣（権限を都道府県労働局長に委任）が認定する制度（えるぼし認定）があります。

認定の申請には、下のフローチャートを参考にしてください。フローチャート内の「□」の全てにチェック（ただし、下のA枠内の「□」は、5つの内、1つ以上にチェック）できれば、原則えるぼし認定を受けることができます。

<留意> 基準を満たしているかどうかについての具体的な手順等の詳細は、パンフレット『女性活躍推進法に基づくえるぼし認定・プラチナえるぼし認定のご案内（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000676561.pdf>）』等をご覧ください。山口労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

